

小田原市助産施設における助産の実施に関する規則及び小田原市母子生活支援施設における母子保護の実施に関する規則の制定について

1 目的

児童福祉法には、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦の方を対象に、助産施設に入所し、助産を受けていただく制度（以下「助産」といいます。）や、配偶者のない女子等及びその監護すべき児童（福祉的支援が必要な児童に限ります。）を対象に、母子生活支援施設に入所していただき、母子の保護、自立促進のための生活支援及び退所後の相談その他の援助を行う制度（以下「母子保護」といいます。）があります。

このたび、本市においてこれらの制度を実施するにあたり必要な事項を定めるため、新たに規則を制定するものです。

児童福祉法（抜粋）

（助産施設への入所措置）

第22条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（母子生活支援施設への入所措置）

第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用等適切な保護を行わなければならない。

2 規則の概要

(1) 小田原市助産施設における助産の実施に関する規則

ア 対象者

助産の対象者は、本市にお住まいの妊産婦で、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない方であつて、その方の属する世帯が次のいずれかに該当する方とします。ただし、医療保険各法の

規定により一定の額以上の出産育児一時金等を受けることができる方等は対象となりません。

- (ア) 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含みます。）及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受給している者の属する世帯
- (イ) その世帯に属する妊産婦に係る助産の実施を決定した日の属する年度（4月1日から6月30日までの間にその助産の実施が決定された場合は、その前年度）分（以下「当該年度分」といいます。）の市町村民税が非課税の世帯
- (ウ) 当該年度分の市町村民税の課税世帯のうち、その世帯に属する妊産婦に係る助産の実施を決定した日の属する年度（1月1日から6月30日までの間にその助産の実施が決定された場合は、前々年）分（以下「前年分」といいます。）の所得税が非課税の世帯
- (エ) 前年分の所得税の課税世帯であって、その所得税の額が8,400円以下のもの

イ 助産の実施手続

助産施設への入所の申込みは、助産施設入所申込書に助産の実施を受けることができることを証明する書類を添付して小田原市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」といいます。）に提出することとし、福祉事務所長は、当該申込みがあったときは、必要な調査を行った上で助産の実施の可否を決定し、その結果を書面により申込みをした方に通知することとします。

ウ 助産の実施の委託

福祉事務所長は、次の助産施設に助産の実施を委託することとするほか、助産の実施を決定したときは、助産の実施を行う助産施設の長に書面により通知することとします。

事 由	助産施設の種類
通常分娩による出産が可能な場合	助産所である助産施設
異常分娩による出産となるおそれがある場合又は助産所における助産の実施が困難と認められる場合	病院又は診療所である助産施設

エ 助産の実施期間

助産の実施期間は、原則として7日以内とすることとします。

オ 費用の徴収等

児童福祉法の規定に基づき市長が入所妊産婦又はその扶養義務者から徴収する助産の実施に要する費用（以下「助産徴収金」といいます。）の額について定めるほか、助産徴収金の納期限、額の変更手続について定めることとします。

カ その他

助産施設に対する委託料の支払い、助産の実施の解除等について定めるほか、手続に必要な様式を定めることとします。

(2) 小田原市母子生活支援施設における母子保護の実施に関する規則

ア 母子保護の実施手続

母子生活支援施設（以下「母子施設」といいます。）への入所の申込みは、母子生活支援施設入所申込書に母子保護の実施を受けることができることを証明する書類を添付して福祉事務所に提出することとし、福祉事務所長は、当該申込みがあったときは、必要な調査を行った上で母子保護の実施の可否を決定し、その結果を書面により申込みをした方に通知することとします。

イ 母子保護の実施の委託

福祉事務所長は、母子保護の実施を決定したときは、当該母子保護の実施を母子施設の長に委託するものとし、書面により通知することとします。

ウ 費用の徴収等

児童福祉法の規定に基づき市長が母子施設の入所者又はその扶養義務者から徴収する母子保護の実施に要する費用（以下「母子徴収金」といいます。）の額について定めるほか、母子徴収金の納期限、額の変更手続について定めることとします。

エ その他

母子施設に対する委託料の支払い、母子施設の退去の届出、母子保護の実施の解除等について定めるほか、手続に必要な様式を定めることとします。

3 施行日

平成30年9月上旬（予定）